

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

役員給与規程

制定 平成18年4月1日 18規程第30号

一部改正 平成22年3月1日 21産技総総第650号

一部改正 平成23年3月10日 22産技総総第679号

一部改正 平成27年2月26日 26産技総総第751号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「産技研」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与について必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の区分)

第2条 常勤役員の給与は、報酬及び通勤手当とする。

2 非常勤役員の給与は、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

(給与の支払)

第3条 役員の給与は、その全額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は規程に基づき役員の給与から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき給与の金額からその金額を控除して支払うことができる。

2 役員が給与の全部又は一部につき自己の預貯金口座への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(常勤役員の報酬)

第4条 常勤役員の報酬は年俸とする。

2 前項の年俸の号給表は、次のとおりとする。

号給	年 俸
1号給	13,534,000
2号給	13,812,000
3号給	14,089,000
4号給	14,363,000
5号給	14,640,000
6号給	14,916,000
7号給	15,193,000
8号給	15,469,000
9号給	15,760,000
10号給	16,048,000

3 前項の年俸は、役員に就任する者の経歴等を勘案し、理事長が決定する。

(業績の反映)

第5条 常勤役員の年俸の額は、第4条第2項に定める額に、東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）による産技研に係る評価結果に応じ、別途定める査定率を乗じた額を支給する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター職員給与規程（18規程第5号。以下「職員給与規程」という。）第28条に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の額は、職員給与規程第29条に規定する額とする。

3 常勤役員に任命された者のうち、任命の日の前日に職員であった者は、常勤役員として引き続き通勤手当に係る支給要件が継続しているものとみなす。

- 4 任期満了後再任された役員は、引き続き支給要件が継続しているものとみなす。
- 5 非常勤役員の通勤手当は、勤務形態に応じて支給する。
- 6 その他通勤手当に関する事項は、職員給与規程の規定を準用して決定する。

(報酬等の支給)

第7条 常勤又は非常勤役員に対する報酬又は非常勤役員手当の支給日は毎月15日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、職員給与規程第6条の規定を準用する。

- 2 前項による毎月の支給額については別途定める。なお、常勤役員の在職期間中、第4条第2項により決定された年俸と第5条により決定された業績を反映した支給額とに過不足が生じる場合には、毎年度3月分の支給時(役員が退職又は解任される場合はその時点)に調整する。
- 3 常勤役員に対する通勤手当は、4月1日から9月30日までの分は4月の給与支給日に、10月1日から翌年3月31日までの分は10月の給与支給日にそれぞれ支給する。ただし、給与支給日までこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 4 非常勤役員に対する通勤手当は、毎月15日に支給する。

(報酬の調整)

第8条 常勤役員が月途中で新たに就任したときはその日以降について、離職又は死亡したときはその日までについて、報酬を調整する。調整の方法については、職員給与規程第4条第5項を準用する。

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。

監事 日額 30,000 円

(雑則)

第10条 この規程の実施に関し必要な給与の支給に関する事項は、職員の例に準じる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月1日付 21 産技総総第 650 号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年3月1日から施行する。

なお、平成21年度の年俸額は、改正後の本規程に基づき、支給する。

附 則 (平成23年3月10日付 22 産技総総第 679 号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年3月10日から施行する。

なお、平成22年度の年俸額は、改正後の本規程に基づき、支給する。

附 則 (平成27年2月26日付 26 産技総総第 751 号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。